

改正

令和5年2月2日規則第2号

令和7年3月21日規則第10号

宮崎県漁業調整規則をここに公布する。

宮崎県漁業調整規則

宮崎県漁業調整規則（昭和39年宮崎県規則第23号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 漁業の許可（第4条—第31条）

第3章 水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置（第32条—第48条）

第4章 漁業の取締り（第49条—第52条）

第5章 雑則（第53条—第58条）

第6章 罰則（第59条—第62条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）、水産資源保護法（昭和26年法律第313号）その他漁業に関する法令と相まって、宮崎県における水産資源の保護培養及び漁業調整を図り、もって漁業生産力を発展させることを目的とする。

（県内に住所を有しない者の申請）

第2条 県内に住所を有しない者は、第8条第1項の申請書を知事に提出しようとする場合には、その住所の所在する都道府県の知事の意見書を添えなければならない。

（代表者の届出）

第3条 法第5条第1項の規定による代表者の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

（1）申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

（2）代表者として選定された者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

第2章 漁業の許可

（知事による漁業の許可）

第4条 法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業のほか、次に掲げる漁業（第11号及び第14号から第17号までに掲げる漁業にあっては、組合員行使権者が営む当該組合員行使権の内容たる当該漁業を除く。）を営もうとする者は、同項の規定に基づき、知事の許可を受けなければならない。

（1）ぶり稚魚漁業 海面においてぶりの稚魚（体長15センチメートル以下のぶりをいう。第36条第1項において同じ。）をとることを目的とする漁業（中型まき網漁業を除く。）

（2）うなぎ稚魚漁業 うなぎの稚魚（全長13センチメートル以下のうなぎをいう。）をとるこ

とを目的とする漁業

- (3) 小型まき網漁業 海面において総トン数5トン未満の船舶を使用して小型まき網により行う漁業（第1号に掲げるぶり稚魚漁業を除く。）
- (4) 機船船びき網漁業 海面において機船船びき網により行う漁業（第1号に掲げるぶり稚魚漁業を除く。）
- (5) ごち網漁業 海面においてごち網により行う漁業
- (6) 機船押網漁業 海面において機船押網（網具を直接的に船体に固定し、船と網具との一体的な移動により水産動物を採捕するものをいう。）により行う漁業
- (7) 刺網漁業 海面において刺網により行う漁業（第11号に掲げる固定式刺網漁業を除く。）
- (8) 敷網漁業 海面において敷網（さんまをとることを目的とするものを除く。）により行う漁業
- (9) 追込網漁業 海面において追込網（いそ打網及び沖縄式追込網を含む。）により行う漁業
- (10) 潜水器漁業 海面において潜水器（簡易潜水器を含む。）により行う漁業
- (11) 固定式刺網漁業 海面において固定式刺網により行う漁業
- (12) 地こぎ網漁業 海面において地こぎ網により行う漁業
- (13) 船びき網漁業 海面において船びき網により行う漁業（第4号に掲げる機船船びき網漁業を除く。）
- (14) たこつぼ漁業 海面においてたこつぼにより行う漁業
- (15) かご漁業 海面においてかごにより行う漁業
- (16) 小型定置網漁業 海面において小型定置網により行う漁業（第2号に掲げるうなぎ稚魚漁業を除く。）
- (17) 地びき網漁業 海面において地びき網により行う漁業

2 前項の許可は、法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業又は前項第1号若しくは第3号から第15号までに掲げる漁業（第10号に掲げる漁業にあつては、船舶を使用するものに限る。第8条第1項において同じ。）にあつては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに受けなければならない。

（許可を受けた者の責務）

第5条 知事許可漁業について許可を受けた者は、資源管理を適切にするために必要な取組を自ら行うとともに、漁業の生産性の向上に努めるものとする。

（起業の認可）

第6条 許可を受けようとする者であつて現に船舶等を使用する権利を有しないものは、船舶等の建造又は製造に着手する前又は船舶等を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他船舶等を使用する権利を取得する前に、船舶等ごとに、あらかじめ起業につき知事の認可を受けることができる。

第7条 前条の認可（以下「起業の認可」という。）を受けた者がその起業の認可に基づいて許可を申請した場合において、申請の内容が認可を受けた内容と同一であるときは、知事は、第9条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可をしなければならない。

2 起業の認可を受けた者が、認可を受けた日から知事の指定した期間内に許可を申請しないときは、起業の認可は、その期間の満了の日に、その効力を失う。

（許可又は起業の認可の申請）

第8条 許可又は起業の認可を受けようとする者は、法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業又は第4条第1項第1号若しくは第3号から第15号までに掲げる漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 知事許可漁業の種類
- (3) 操業区域、漁業時期、漁獲物の種類及び漁業根拠地
- (4) 漁具の種類、数及び規模
- (5) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数
- (6) その他参考となるべき事項

2 知事は、前項の申請書のほか、許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。

（許可又は起業の認可をしない場合）

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、許可又は起業の認可をしてはならない。

- (1) 申請者が次条第1項に規定する適格性を有する者でない場合
- (2) その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合

2 知事は、前項の規定により許可又は起業の認可をしないときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、当該申請者にその理由を文書をもって通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。

3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。

（許可又は起業の認可についての適格性）

第10条 許可又は起業の認可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。
- (2) 暴力団員等であること。
- (3) 法人であつて、その役員又は漁業法施行令（昭和25年政令第30号）で定める使用人のうちに前2号のいずれかに該当する者があるものであること。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。
- (5) 許可を受けようとする船舶等が知事の定める基準を満たさないこと。

2 知事は、前項第5号の基準を定め、又は変更しようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならない。

（新規の許可又は起業の認可）

第11条 知事は、許可（第7条第1項及び第14条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）又は起業の認可（第14条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

- (1) 漁業種類（知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものという。以下同じ。）
 - (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数
 - (3) 推進機関の馬力数
 - (4) 操業区域
 - (5) 漁業時期
 - (6) 漁業を営む者の資格
- 2 前項の申請すべき期間は、1月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに知事が定める期間とする。ただし、1月以上の申請期間を定めて前項の規定による公示をするとすれば当該漁業の操業の時機を失し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる事情があるときは、この限りでない。
- 3 知事は、第1項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 第1項の申請すべき期間内に許可又は起業の認可を申請した者に対しては、知事は、第9条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。
- 5 前項の規定により許可又は起業の認可をすべき船舶等の数が第1項の規定により公示した船舶等の数を超える場合においては、前項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。
- 6 前項の規定により許可又は起業の認可をする者を定めることができないときは、公正な方法でくじを行い、許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。
- 7 第4項の規定により許可又は起業の認可をすべき漁業者の数が第1項の規定により公示した漁業者の数を超える場合においては、第4項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。
- 8 許可又は起業の認可の申請をした者が当該申請をした後に死亡し、又は合併により解散し、若しくは分割（当該申請に係る権利及び義務の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該申請をした者の地位を承継すべき者を定めたときは、その者）、当該合併後存続する法人若しくは当該合併によって成立した法人又は当該分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継する。
- 9 前項の規定により許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を添え、承継の日から2月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

（公示における留意事項）

第12条 知事は、漁獲割当ての対象となる特定水産資源の採捕を通常伴うと認められる知事許可漁業について、前条第1項の規定による公示をするに当たっては、当該知事許可漁業において採捕すると見込まれる水産資源の総量のうちに漁獲割当ての対象となる特定水産資源の数量の占める割合が知事が定める割合を下回ると認められる場合を除き、船舶等の数及び船舶の総トン数その他の船舶等の規模に関する制限措置を定めないものとする。

（許可等の条件）

第13条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可をするに当たり、許可又は起業の認可に条件を付けることができる。

2 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可後、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可に条件を付けることができる。

3 知事は、前項の規定により条件を付けようとするときは、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 第2項の規定による条件の付加に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

（継続の許可又は起業の認可等）

第14条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その申請の内容が従前の許可又は起業の認可を受けた内容と同一であるときは、第9条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。

（1） 許可（知事が指定する漁業に係るものに限る。第4号において同じ。）を受けた者が、その許可の有効期間の満了日の到来のため、その許可を受けた船舶と同一の船舶について許可を申請したとき。

（2） 許可を受けた者が、その許可の有効期間中に、その許可を受けた船舶を当該知事許可漁業に使用することを廃止し、他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。

（3） 許可を受けた者が、その許可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したため、滅失又は沈没の日から6月以内（その許可の有効期間中に限る。）に他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。

（4） 許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者が、当該船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。

2 前項第1号の申請は、従前の許可の有効期間の満了日の3月前から1月前までの間にしなければならない。ただし、当該知事許可漁業の状況を勘案し、これによることが適当でないと認められるときは、知事が定めて公示する期間内に申請をしなければならない。

（許可の有効期間）

第15条 許可の有効期間は、次の各号に掲げる漁業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。ただし、前条第1項（第1号を除く。）の規定によって許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。

（1） 法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業並びに第4条第1項第3号から第15号まで及び第17号に掲げる漁業 5年

（2） 第4条第1項第1号及び第16号に掲げる漁業 1年

（3） 第4条第1項第2号に掲げる漁業 5月

2 知事は、漁業調整のため必要な限度において、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。

（変更の許可）

第16条 知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けた者が、第11条第1項各号に掲げる事項につい

て、同項の規定により定められた制限措置と異なる内容により、知事許可漁業を営もうとするときは、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 漁業種類
- (3) 知事許可漁業の許可又は起業の認可の番号
- (4) 知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けた年月日
- (5) 変更の内容
- (6) 変更の理由

3 知事は、前項の規定による申請があつた場合において必要があるときは、変更の許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。

（相続又は法人の合併若しくは分割）

第17条 許可又は起業の認可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割（当該許可又は起業の認可に基づく権利及び義務の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が2人以上ある場合においてその協議により知事許可漁業を営むべき者を定めたときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人又は分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を添え、承継の日から2月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

（許可等の失効）

第18条 次の各号のいずれかに該当する場合は、許可又は起業の認可は、その効力を失う。

- (1) 許可を受けた船舶を当該知事許可漁業に使用することを廃止したとき。
- (2) 許可又は起業の認可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したとき。
- (3) 許可を受けた船舶を譲渡し、貸し付け、返還し、その他その船舶を使用する権利を失ったとき。

2 許可又は起業の認可を受けた者は、前項各号のいずれかに該当することとなったときは、その日から2月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

3 第1項の規定によるほか、許可を受けた者が当該許可に係る知事許可漁業を廃止したときは、当該許可は、その効力を失う。この場合において、許可を受けた者は、当該許可に係る知事許可漁業を廃止した日から2月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

（休業等の届出）

第19条 許可を受けた者は、1漁業時期以上にわたって休業しようとするときは、休業期間を定め、あらかじめ知事に届け出なければならない。

2 許可を受けた者は、前項の休業中の漁業につき就業しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。

（休業による許可の取消し）

第20条 知事は、許可を受けた者がその許可を受けた日から6月間又は引き続き1年間休業したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、その許可を取り消すことができる。

2 許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、第23条第1項の規定により許可の効力を停止された期間及び法第119条第1項若しくは第2項の規定に基づく命令、法第120条第1項の規定による指示、同条第11項の規定による命令、法第121条第1項の規定による指示又は同条第4項において読み替えて準用する法第120条第11項の規定による命令により知事許可漁業を禁止された期間は、前項の期間に算入しない。

3 第1項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(資源管理の状況等の報告)

第21条 許可を受けた者は、次の表の左欄に掲げる知事許可漁業の種類に応じ、それぞれ右欄に掲げる期限までに、次項各号に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

知事許可漁業の種類	期限
中型まき網漁業、小型機船底びき網漁業、機船船びき網漁業及び機船押網漁業	毎月の報告を翌月の10日まで
ぶり稚魚漁業及びうなぎ稚魚漁業	漁業時期の終了後30日以内
小型まき網漁業、ごち網漁業、刺網漁業、敷網漁業、追込網漁業、潜水器漁業、固定式刺網漁業、地こぎ網漁業、船びき網漁業、たこつぼ漁業、かご漁業、小型定置網漁業及び地びき網漁業	毎年の報告を翌年の1月31日まで

2 前項の規定による報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 許可を受けた者の氏名（法人にあっては、その名称）
- (2) 許可番号
- (3) 報告の対象となる期間
- (4) 漁獲量その他の漁業生産の実績
- (5) 漁業の方法、操業日数、操業区域その他の操業の状況
- (6) 資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理の状況
- (7) その他必要な事項

(適格性の喪失等による許可等の取消し等)

第22条 知事は、許可又は起業の認可を受けた者が第9条第1項第2号又は第10条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可を取り消さなければならない。

2 知事は、許可又は起業の認可を受けた者が漁業に関する法令の規定に違反したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。

3 知事は、前項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 第1項又は第2項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(公益上の必要による許可等の取消し等)

第23条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、許可又は起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。

2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

(許可証の交付)

第24条 知事は、許可をしたときは、その者に対し次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。

- (1) 許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- (2) 漁業種類
- (3) 操業区域及び漁業時期
- (4) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数
- (5) 許可の有効期間
- (6) 条件
- (7) その他参考となるべき事項

(許可証の備付け等の義務)

第25条 許可を受けた者は、当該許可に係る漁業を操業するときは、許可証を当該許可に係る船舶内に備え付け、又は自ら携帯し、若しくは操業責任者（船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者をいう。以下同じ。）に携帯させなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、許可証の書換え交付の申請その他の事由により許可証を行政庁に提出中である者が、当該許可に係る漁業を操業するときは、知事がその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを、当該許可に係る船舶内に備え付け、又は自ら携帯し、若しくは操業責任者に携帯させれば足りる。

3 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく、同項に規定する許可証の写しを知事に返納しなければならない。

(許可証の譲渡等の禁止)

第26条 許可を受けた者は、許可証又は前条第2項の規定による許可証の写しを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(許可証の書換え交付の申請)

第27条 許可を受けた者は、許可証の記載事項に変更が生じたとき（船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係るものにあっては、その工事が終わったとき又は機関換装の終わったとき）は、速やかに、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して、知事に許可証の書換え交付を申請しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 漁業種類
- (3) 許可を受けた年月日及び許可番号
- (4) 書換えの内容
- (5) 書換えを必要とする理由

(許可証の再交付の申請)

第28条 許可を受けた者は、許可証を亡失し、又は毀損したときは、速やかに、理由を付して知事に許可証の再交付を申請しなければならない。

(許可証の書換え交付及び再交付)

第29条 知事は、次に掲げる場合には、遅滞なく、許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。

- (1) 第13条第2項の規定により許可に条件を付け、又は同条第1項若しくは第2項の規定により付けた条件を変更し、若しくは取り消したとき。

- (2) 第16条第1項の許可（船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係る許可を除く。）をしたとき。
- (3) 第17条第2項の規定による届出があったとき。
- (4) 第22条第2項又は第23条第1項の規定により、許可を変更したとき。
- (5) 第27条の規定による書換え交付又は前条の規定による再交付の申請があったとき。

（許可証の返納）

第30条 許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、その許可証を知事に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換え交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても、同様とする。

2 前項の場合において、許可証を返納することができないときは、理由を付してその旨を知事に届け出なければならない。

3 許可を受けた者が死亡し、又は合併以外の事由により解散し、若しくは合併により消滅したときは、その相続人、清算人又は合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人の代表者が前2項の手続をしなければならない。

（許可番号を表示しない船舶の使用禁止）

第31条 小型機船底びき網漁業の許可を受けた者は、当該許可に係る船舶の外部の両舷側の中央部に別記様式第1号による許可番号を表示しなければ、当該船舶を当該漁業に使用してはならない。

2 小型機船底びき網漁業の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、前項の規定によりした表示を消さなければならない。

第3章 水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置

（漁業の禁止）

第32条 何人も、海面において次に掲げる漁業の方法により営む漁業を営んではならない。

- (1) 空釣なわ
- (2) 空釣こぎ

（内水面における水産動植物の採捕の許可）

第33条 内水面において次に掲げる漁具又は漁法によって水産動植物を採捕しようとする者は、漁具又は漁法ごとに知事の許可を受けなければならない。

- (1) えりやな
- (2) まき網
- (3) 刺網
- (4) 敷網（一辺の長さが3メートル未満のものを除く。）
- (5) よせ網
- (6) 地びき網
- (7) ふくろ網
- (8) 瀬張網
- (9) す建網
- (10) 舟打投網
- (11) しばぜき漁法
- (12) しば漬漁法
- (13) 石倉漁法

- (14) 飼付漁法
 - (15) ぼらとばせ漁法（方言戸板びき）
 - (16) かつら縄又はう縄を使用する漁法（あゆをとることを目的とするものを除く。）
 - (17) 火光その他照明を使用する突漁法（あゆをとることを目的とするものを除く。）
 - (18) う飼漁法
- 2 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。
- (1) 第4条第1項第2号に掲げるうなぎ稚魚漁業の許可を受けた者が当該許可に基づいてふくろ網により採捕する場合
 - (2) 漁業権又は組合員行使権を有する者がこれらの権利に基づいて採捕する場合
 - (3) 法第170条第1項の遊漁規則に基づいて採捕する場合
- 3 第1項の許可（以下この条において「採捕の許可」という。）を受けようとする者は、漁具又は漁法ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 採捕の種類
 - (3) 採捕する区域、期間及び水産動植物の種類
 - (4) 漁具の数及び規模
 - (5) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数
 - (6) 採捕に従事する者の氏名及び住所
 - (7) その他参考となるべき事項
- 4 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、採捕の許可をしてはならない。
- (1) 申請者が第10条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する者である場合
 - (2) 漁業調整のため必要があると認める場合
- 5 採捕の許可の有効期間は、3年とする。ただし、漁業調整のため必要があると認められるときは、知事は、3年を超えない範囲内で、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その期間を別に定めることができる。
- 6 採捕の許可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割（当該許可に係る事業の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、当該許可は、その効力を失う。
- 7 知事は、採捕の許可を受けた者がその許可を受けた日から6月間又は引き続き1年間その許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕しないときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その許可を取り消すことができる。
- 8 採捕の許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、第13項において準用する第23条第1項の規定により許可の効力を停止された期間及び法第120条第1項の規定による指示又は同条第11項の規定による命令により第1項各号に掲げる漁具又は漁法による水産動植物の採捕を禁止された期間は、前項の期間に算入しない。
- 9 知事は、採捕の許可をしたときは、その者に対し次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。
- (1) 採捕の許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 採捕に従事する者の氏名及び住所
 - (3) 使用する船舶の名称及び漁船登録番号

- (4) 許可の有効期間
- (5) 条件
- (6) その他参考となるべき事項

- 10 採捕の許可を受けた者は、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕するときは、前項の許可証を自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させなければならない。
- 11 前項の規定にかかわらず、許可証の書換え交付の申請その他の事由により許可証を行政庁に提出中である者が、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕するときは、知事がその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させれば足りる。
- 12 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく、同項に規定する許可証の写しを知事に返納しなければならない。
- 13 第8条第2項、第9条第2項及び第3項、第13条、第20条第3項、第22条、第23条並びに第26条から第30条までの規定は、採捕の許可について準用する。

(保護水面における採捕の禁止)

第34条 何人も、次に掲げる保護水面（水産資源保護法第18条第1項の規定によって指定されたものをいう。以下同じ。）の区域において、はまぐりを採捕してはならない。

- (1) 次に掲げるア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ線によって囲まれた水面

ア 日向市大字財光寺字尻無川943番地地先に管理者が建設した標柱の位置

イ アから110度（真方位による。以下同じ。）735メートルの点

ウ エから110度735メートルの点

エ 日向市大字財光寺字小松崎2727番地の乙地先に管理者が建設した標柱の位置

- (2) 次に掲げるア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ線によって囲まれた水面

ア 日向市大字平岩字松添1497番地地先に管理者が建設した標柱の位置

イ アから110度735メートルの点

ウ エから110度735メートルの点

エ 日向市大字平岩字松添1434番地地先に管理者が建設した標柱の位置

- 2 前項各号に掲げる保護水面の区域においては、サンドポンプ船を使用してはまぐりの貝殻を採取してはならない。

(禁止期間)

第35条 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動植物を、それぞれ同表の右欄に掲げる期間中、採捕してはならない。ただし、第一種共同漁業を内容とする漁業権に係る組合員行使権に基づいて種苗として採捕する場合は、この限りでない。

水産動植物	禁止期間
うぐい（いだ）	3月1日から4月30日まで
てんぐさ	9月1日から翌年2月末日まで

- 2 前項の規定に違反して採捕した水産動植物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

(全長等の制限)

第36条 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動植物であって、それぞれ同表の右欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。ただし、ぶりの稚魚をとることを目的とする中型まき網漁業の許可若しくは第4条第1項第1号に掲げるぶり稚魚漁業若しくは同項第2号に掲げるうなぎ稚魚漁

業の許可に基づいて採捕する場合又は第一種共同漁業若しくは第三種区画漁業を内容とする漁業権若しくはこれらに係る組合員行使権に基づいて種苗として採捕する場合は、この限りでない。

水産動植物	大きさ
すっぽん	外殻縦10センチメートル以下
うなぎ	全長25センチメートル以下
こい	全長10センチメートル以下
ぶり（もじゃこ）	全長15センチメートル以下
ぼら	全長10センチメートル以下
あわび	殻長10センチメートル以下
さざえ	殻高5センチメートル以下
しんじゅがい	殻長8センチメートル以下
とこぶし	殻長4センチメートル以下

2 何人も、内水面において、すっぽん、にじます又はやまめ（えのは）の産んだ卵を採捕してはならない。

3 前2項の規定に違反して採捕した水産動植物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

（漁具漁法の制限及び禁止）

第37条 何人も、海面において次に掲げる漁具又は漁法により水産動物を採捕してはならない。

（1） 火光その他の照明を使用する突漁具

（2） 水中に電流を通じてする漁法

2 何人も、内水面において次に掲げる漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。

（1） 瀬干漁法（瀬替漁法を含む。）

（2） かつら縄又はう縄を使用する漁法（あゆをとることを目的とするものに限る。）

（3） 潜水器（簡易潜水器を含む。）を使用する漁法

（4） 火光その他の照明を使用する漁法（あゆをとることを目的とするものに限る。）

（5） 水中に電流を通じてする漁法

（6） 金たらい（方言かんひび）又はびん（ガラス、陶、金属又は化学製品のものをいう。）を使用する漁法

（7） 15センチメートルにつき11節以上の細目の網（はやをとることを目的とする場合、たも網を使用する場合及び第4条第1項第2号に掲げるうなぎ稚魚漁業の許可に基づいて採捕する場合を除く。）

（8） 蚊針（3月1日から5月31日までの間に限る。）

第38条 海面において次の表の左欄に掲げる漁具又は漁法により水産動物を採捕する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる範囲でなければならない。

漁具又は漁法	範囲
流網	浮子網の長さ1,000メートル以内
えびびき網	ビームの長さ16メートル以内 袋網の網目15センチメートルにつき13節以下の太目 同時に使用する漁具の数1統

えさびき網	ビームの長さ5メートル以内 袋網の網目15センチメートルにつき18節以下の太目 同時に使用する漁具の数1統
-------	---

(禁止漁具の積載禁止)

第39条 何人も、海面において、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第75条第2項に規定する網口開口板は、小型機船底びき網漁業に使用する目的をもって、船舶に積み込んで서는ならない。

2 何人も、内水面において、ふくろ網のうち、第37条第2項第7号に規定する網に該当するものは、水産動植物の採捕の目的をもって、船舶に積み込んで서는ならない。

(禁止区域等)

第40条 何人も、次の表の左欄に掲げる河川のうち同表の中欄に掲げる区域において、同表の右欄に掲げる期間中、水産動植物を採捕してはならない。

河川名	禁止区域	禁止期間
一ツ瀬川	児湯郡西米良村大字上米良字慎の口石堂川の水面及び石堂川と本流との合流点から上流100メートル下流上米良北堰堤までの水面	周年
大淀川	北諸県郡三股町大字長田字天神原梶山橋（分流沖水川架設）東西中心線より上流200メートル下流200メートルまでの水面	
全河川	堰堤の上流50メートル下流200メートルまでの水面	
北川	延岡市北川町長井字新田第3トンネル東口より135度の線から下流可愛トンネル東口より90度の線までの水面	10月1日から12月15日まで
五ヶ瀬川	延岡市大貫町3099番地地先（通称大瀬川大貫水門）特設標柱より144度の線より上流1,000メートルまでの水面	
五十鈴川	東臼杵郡門川町日豊本線鉄橋から上流500メートルまでの水面	
耳川	日向市大字余瀬字関渡頭関渡と同市大字飯谷字一ツ谷見通線から上流、同市大字余瀬字関渡三郎ヶ江口と同市同大字飯谷字鳥川庚申塚見通線までの水面	
耳川	日向市東郷町山蔭字福瀬渡場から下流500メートルまでの水面	
小丸川	児湯郡高鍋町県道小丸大橋から上流585メートル下流325メートルまでの水面	
一ツ瀬川	児湯郡新富町県道一ツ瀬橋から上流900メートル下流300メートルまでの水面	
大淀川	宮崎市国道花見橋から下流1,000メートルまでの水面	
清武川	宮崎市大字熊野熊野井堰から下流500メートルまでの水面	
広渡川	東川と西川との合流点から上流1,000メートルまでの東川筋の水面	

第41条 何人も、次の表の第1欄に掲げる河川のうち同表の第2欄に掲げる保護水面の区域であつて、須崎橋から上流の区域において、同表の第3欄に掲げる期間中、同表の第4欄に掲げる漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。

河川名	禁止区域	禁止期間	漁具又は漁法
五ヶ瀬川	次に掲げるアとイとを結ぶ線からウとエとを結ぶ線に至る間及びオとカとを結ぶ線から川水流橋に至る間の五ヶ瀬川本流の水面並びに五ヶ瀬川本流への合流点から五ヶ瀬川本流からの分派点に至る間の大瀬川の水面 ア 延岡市昭和町3丁目1730番地の3地先五ヶ瀬川本流左岸に管理者が建設した標柱の位置 イ 延岡市方財町372番地地先五ヶ瀬川本流右岸に管理者が建設した標柱の位置 ウ 延岡市紺屋町五ヶ瀬川本流左岸日豊本線橋脚上流端 エ 延岡市船倉町五ヶ瀬川本流右岸日豊本線橋脚上流端 オ 延岡市大字三須字鵜の木94の1番地地先五ヶ瀬川本流左岸に管理者が建設した標柱の位置 カ 延岡市大字三須字鵜の木無番地地先五ヶ瀬川本流左岸に管理者が建設した標柱の位置	10月1日から12月15日まで	あゆやな及び竿釣以外のもの

2 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動植物を、同表の中欄に掲げる期間中、同表の右欄に掲げる区域において採捕してはならない。ただし、第4条第1項第2号に掲げるうなぎ稚魚漁業の許可に基づいて小型定置網又はふくろ網により採捕する場合は、この限りでない。

水産動植物	禁止期間	禁止区域
1 あゆ	1月1日から5月9日まで	海面
	1月1日から5月31日まで	内水面
2 にじます（全長15センチメートル以下のものに限る。）	周年	内水面
3 にじます（全長15センチメートルを超えるものに限る。）	2月1日から3月31日まで	内水面
4 やまめ（えのは）（全長15センチメートル以下のものに限る。）	周年	内水面
5 やまめ（えのは）（全長15センチメートルを超えるものに限る。）	10月1日から翌年2月末日まで	内水面
6 いせえび（体長15センチメートル以下のものに限る。）	周年	海面

7 いせえび（体長15センチメートルを超えるものに限る。）	4月15日から8月31日まで	海面
8 はまぐり（殻長6センチメートル以下のものに限る。）	周年	海面及び内水面
9 はまぐり（殻長6センチメートルを超えるものに限る。）	7月1日から9月30日まで	海面及び内水面

3 海面において、第一種共同漁業若しくは第三種区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る組合員行使権に基づいて種苗として採捕する場合は、前項の表の第6号から第9号までの規定は適用しない。

4 第2項の規定に違反して採捕した水産動植物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

（河口付近における採捕の制限）

第42条 何人も、次の表の第1欄に掲げる河川の河口付近であって同表の第2欄に掲げる区域において、同表の第3欄に掲げる漁具又は漁法により、同表の第4欄に掲げる期間中、同表の第5欄に掲げる水産動植物を採捕してはならない。ただし、第4条第1項第2号に掲げるうなぎ稚魚漁業の許可に基づいて小型定置網により採捕する場合は、この限りでない。

河川名	禁止区域	禁止漁具・漁法	禁止期間	水産動植物
五ヶ瀬川、五十鈴川、耳川、小丸川、一ツ瀬川、大淀川、清武川、	河海境界線の2等分点を中心として1,000メートルの半径をもって描いた円周により囲まれた海面	もじ網	1月1日から3月31日まで	全ての水産動物
広渡川及び福島川	河海境界線の2等分点を中心として1,000メートルの半径をもって描いた円周により囲まれた内水面	ひき網		全ての水産動物

（溯河魚類の通路を遮断して行う水産動植物の採捕の制限）

第43条 溯河魚類の通路を遮断する漁具又は漁法によって水産動植物の採捕を行う場合には、河川流幅の5分の1以上の魚道を開通しなければならない。

（遊漁者等の漁具漁法の制限）

第44条 何人も、海面において次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。

- （1） 竿釣及び手釣
- （2） たも網及びさで網
- （3） 投網（船を使用しないものに限る。）
- （4） やす（船を使用しないものに限り、かつ、ゴム、ばねその他の発射装置を有するものを除く。）
- （5） はし（船を使用しないものに限る。）
- （6） 徒手採捕

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

- (1) 漁業者が漁業を営む場合
 - (2) 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合
 - (3) 試験研究のために水産動植物を採捕する場合
- (有害物質の遺棄漏せつの禁止)

第45条 水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつしてはならない。

2 知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、水産資源の保護培養上害があると認めるときは、その者に対して除害に必要な設備の設置を命じ、又は既に設けた除害設備の変更を命ずることができる。

3 前項の規定は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の適用を受ける者については、適用しない。

(漁場内の岩礁破碎等の許可)

第46条 海面のうち漁業権の存する漁場内において岩礁を破碎し、又は土砂若しくは岩石を採取しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該漁場に係る漁業権を有する者の同意書を添え、知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 目的
- (3) 免許番号
- (4) 区域
- (5) 期間
- (6) 補償の措置
- (7) その他参考となるべき事項

3 知事は、第1項の規定により許可をするに当たり、条件を付けることができる。

(砂れきの採取禁止)

第47条 第40条の表の中欄の区域内において砂れきを採取し、又は除去しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、許可を受けようとする区域に係る漁業権を有する者の同意書を添え、知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名、住所及び生年月日（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名、住所、生年月日及び定款の写し）
- (2) 採取除去の目的
- (3) 採取除去の場所
- (4) 採取除去の方法
- (5) 採取除去の数量
- (6) 採取除去の期間
- (7) 補償の措置

(試験研究等の適用除外)

第48条 この規則のうち水産動植物の種類若しくは大きさ、水産動植物の採捕の期間若しくは区域又は使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関する規定は、試験研究、教育実習、

増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）又は海面における藻場及びさんごの繁殖保護（以下この条において「試験研究等」という。）のための水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行う当該試験研究等については、適用しない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 目的
- (3) 適用除外の許可を必要とする事項
- (4) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数、推進機関の種類及び馬力数並びに所有者名
- (5) 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量（種苗の採捕の場合は、供給先及びその数量）
- (6) 採捕の期間及び区域
- (7) 使用する漁具及び漁法
- (8) 採捕に従事する者の氏名及び住所

3 知事は、第1項の許可をしたときは、次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。

- (1) 許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 適用除外の事項
- (3) 採捕する水産動植物の種類及び数量
- (4) 採捕の期間及び区域
- (5) 使用する漁具及び漁法
- (6) 採捕に従事する者の氏名及び住所
- (7) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数
- (8) 許可の有効期間
- (9) 条件

4 知事は、第1項の許可をするに当たり、条件を付けることができる。

5 第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等の終了後遅滞なく、その結果を知事に報告しなければならない。

6 第1項の許可を受けた者が許可証に記載された事項につき変更しようとする場合は、知事の許可を受けなければならない。

7 第2項から第4項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において第3項中「交付する。」とあるのは「書き換えて交付する。」と読み替えるものとする。

8 第25条、第28条及び第30条の規定は、第1項又は第6項の規定により許可を受けた者について準用する。

9 前項において準用する第28条の規定により許可証の再交付の申請があったときは、知事は、遅滞なく、許可証を再交付する。

第4章 漁業の取締り

（停泊命令等）

第49条 知事は、漁業者その他水産動植物を採捕し、又は養殖する者が漁業に関する法令の規定又

はこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるとき（法第27条及び法第34条に規定する場合を除く。）は、法第131条第1項の規定に基づき、当該行為をした者が使用する船舶について停泊港及び停泊期間を指定して停泊を命じ、又は当該行為に使用した漁具その他水産動植物の採捕若しくは養殖の用に供される物について期間を指定してその使用の禁止若しくは陸揚げを命ずることができる。

- 2 知事は、前項の規定による処分（法第25条第1項の規定に違反する行為に係るものを除く。）をしようとするときは、行政手続法第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
- 3 第1項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。（船長等の乗組み禁止命令）

第50条 知事は、第4条第1項の許可を受けた者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるときは、当該行為をした者が使用する船舶の操業責任者に対し、当該違反に係る漁業に使用する船舶への乗組みを制限し、又は禁止することができる。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。（衛星船位測定送信機の備付け命令）

第51条 知事は、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは、第4条第1項の許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機（人工衛星を利用して船舶の位置の測定及び送信を行う機器であつて、次の各号に掲げる基準に適合するものをいう。）を当該許可を受けた船舶に備え付け、かつ、操業し、又は航行する期間中は当該電子機器を常時作動させることを命ずることができる。

- (1) 当該許可を受けた船舶の位置を自動的に測定及び記録できるものであること。
 - (2) 次に掲げる情報を自動的に送信できるものであること。
 - ア 当該船舶を特定することができる情報
 - イ 当該船舶の位置を示す情報並びに当該位置における日付及び時刻
 - (3) 前号に掲げる情報の改変を防止するための措置が講じられているものであること。
- 2 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。（停船命令）

第52条 漁業監督吏員は、法第128条第3項の規定による検査又は質問をするため必要があるときは、操船又は漁ろうを指揮監督する者に対し、停船を命ずることができる。

- 2 前項の規定による停船命令は、法第128条第3項の規定による検査又は質問をする旨を告げ、又は表示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に規定する次に掲げる信号その他の適切な手段により行うものとする。
 - (1) 別記様式第2号による信号旗Lを掲げること。
 - (2) サイレン、汽笛その他の音響信号によりLの信号（短音1回、長音1回、短音2回）を約7秒の間隔を置いて連続して行うこと。
 - (3) 投光器によりLの信号（短光1回、長光1回、短光2回）を約7秒の間隔を置いて連続して行うこと。
- 3 前項において、「長音」又は「長光」とは、約3秒間継続する吹鳴又は投光をいい、「短音」又は「短光」とは、約1秒間継続する吹鳴又は投光をいう。

第5章 雑則

(漁場又は漁具の標識の設置に係る届出)

第53条 法第122条の規定により、漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置を命じられた者は、遅滞なく、その命じられた方法により当該標識を建設し、又は設置し、その旨を知事に届け出なければならない。

(標識の書換え又は再設置等)

第54条 前条の標識の記載事項に変更を生じ、若しくは当該標識に記載した文字が明らかでなくなったとき又は当該標識を亡失し、若しくは毀損したときは、遅滞なく、これを書き換え、又は新たに建設し、若しくは設置しなければならない。

(定置漁業等の漁具の標識)

第55条 海面において定置漁業その他知事が必要と認め別に定める漁業を営む者は、漁具の敷設中、昼間にあっては別記様式第3号による漁具の標識を当該漁具の見やすい場所に水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明による漁具の標識を当該漁具に設置しなければならない。

2 知事は、前項の漁業を定めたときは、公示する。

(はえ縄漁業及び流網漁業の漁具の標識)

第56条 海面においてはえ縄漁業（ふかはえ縄漁業を除く。）及び流網漁業に従事する操業責任者は、その操業中、幹縄又は綱の両端に、水面上1.5メートル以上の高さのボンデンをつけ、幹縄の中間に300メートルごとに浮標をつけなければならない。この場合、夜間においては、当該ボンデンに電灯その他の照明を掲げなければならない。

2 前項の漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）を記載しなければならない。

(内水面漁場管理委員会)

第57条 内水面漁場管理委員会は、内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関する事項を処理する。

2 この規則の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。

(添付書類の省略)

第58条 この規則の規定により同時に2以上の申請書その他の書類を提出する場合において、各申請書その他の書類に添付すべき書類の内容が同一であるときは、一の申請書その他の書類にこれを添付し、他の申請書その他の書類にはその旨を記載して、一の申請書その他の書類に添付した書類の添付を省略することができる。

2 前項に規定する場合のほか、知事は、特に必要がないと認めるときは、この規則の規定により申請書その他の書類に添付することとされている書類の添付を省略させることができる。

第6章 罰則

第59条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の拘禁刑若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(1) 第33条第1項、第34条から第40条まで、第41条第1項、第2項若しくは第4項、第42条、第43条、第45条第1項、第46条第1項又は第47条第1項の規定に違反したとき。

(2) 第33条第13項において準用する第13条第1項若しくは第2項又は第46条第3項の規定によ

り付けた条件に違反したとき。

(3) 第23条第1項(第33条第13項において準用する場合を含む。)、第33条第13項において準用する第22条第2項、第45条第2項又は第50条第1項の規定に基づく命令に違反したとき。

2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

第60条 第25条第1項(第48条第8項において準用する場合を含む。)、第31条、第33条第10項又は第44条第1項の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、科料に処する。

第61条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第59条第1項又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

第62条 第17条第2項、第19条第2項若しくは第25条第3項(第48条第8項において準用する場合を含む。)、第26条若しくは第27条(これらの規定を第33条第13項において準用する場合を含む。)、第28条若しくは第30条第1項若しくは第2項(これらの規定を第33条第13項及び第48条第8項において準用する場合を含む。)、第33条第12項の規定又は第48条第5項の規定に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、漁業法等の一部を改正する等の法律(平成30年法律第95号。以下「改正法」という。)の施行の日(令和2年12月1日)から施行する。ただし、第4条第1項第2号の規定は、令和3年9月1日から施行する。

(宮崎県内水面漁業調整規則の廃止)

2 宮崎県内水面漁業調整規則(昭和39年宮崎県規則第24号)は、廃止する。

(内水面の採捕の許可に関する経過措置)

3 改正法附則第29条の規定によりこの規則による改正後の宮崎県漁業調整規則(以下「改正後の漁業規則」という。)第33条第1項の規定によってしたものとみなされる前項の規定による廃止前の宮崎県内水面漁業調整規則(以下「旧内水面規則」という。)第6条第1項の規定によってした許可については、当該許可の有効期間の満了の日までの間は、旧内水面規則第13条の規定は、なおその効力を有する。

(試験研究等の適用除外に関する経過措置)

4 改正法附則第29条の規定により改正後の漁業規則第48条第1項の規定によってしたものとみなされるこの規則による改正前の宮崎県漁業調整規則(以下「改正前の漁業規則」という。)第45条第1項及び旧内水面規則第33条第1項の規定によってした許可については、当該許可の有効期間の満了の日までの間は、改正前の漁業規則第45条第7項及び旧内水面規則第33条第7項の規定は、なおその効力を有する。

(罰則の適用に関する経過措置)

5 この規則の施行の日前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの規則の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和5年2月2日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 21 日規則第10号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第59条第 1 項の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

（知事による漁業の許可に関する経過措置）

- 2 この規則の施行前に漁業法（昭和24年法律第267号）第57条第 1 項の規定により知事による漁業の許可を受けている者の当該許可の有効期間については、なお従前の例による。

（罰則の適用に関する経過措置）

- 3 附則第 1 項ただし書に係る改正規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

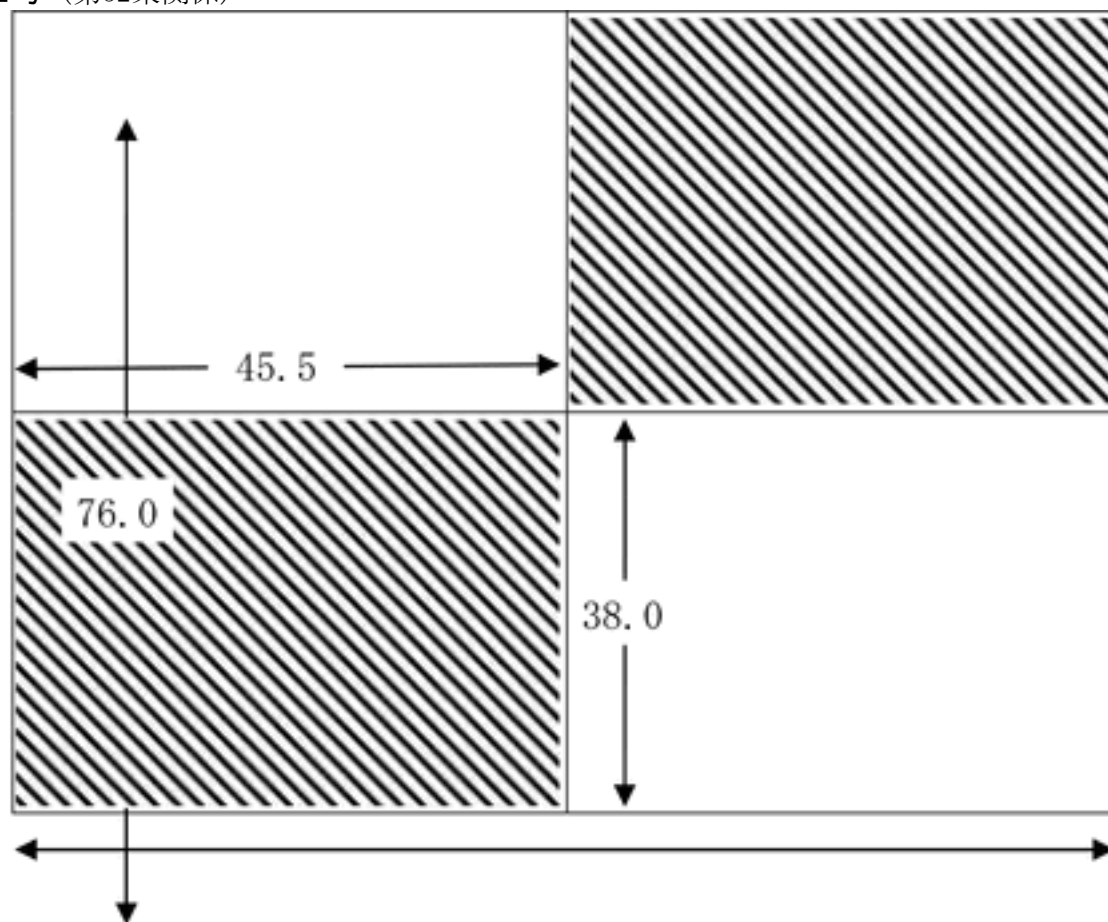
別記

様式第 1 号（第31条関係）

漁業	様式
小型機船底びき網漁業のうち深海えびびき網漁業 又はえびびき網漁業	ミ キ 1 2 3
小型機船底びき網漁業のうちえさびき網漁業	ミキ自 1 2 3

備考 各文字及び数字の大きさは8センチメートル以上、太さは2センチメートル以上、間隔は 2.5 センチメートル以上とする。

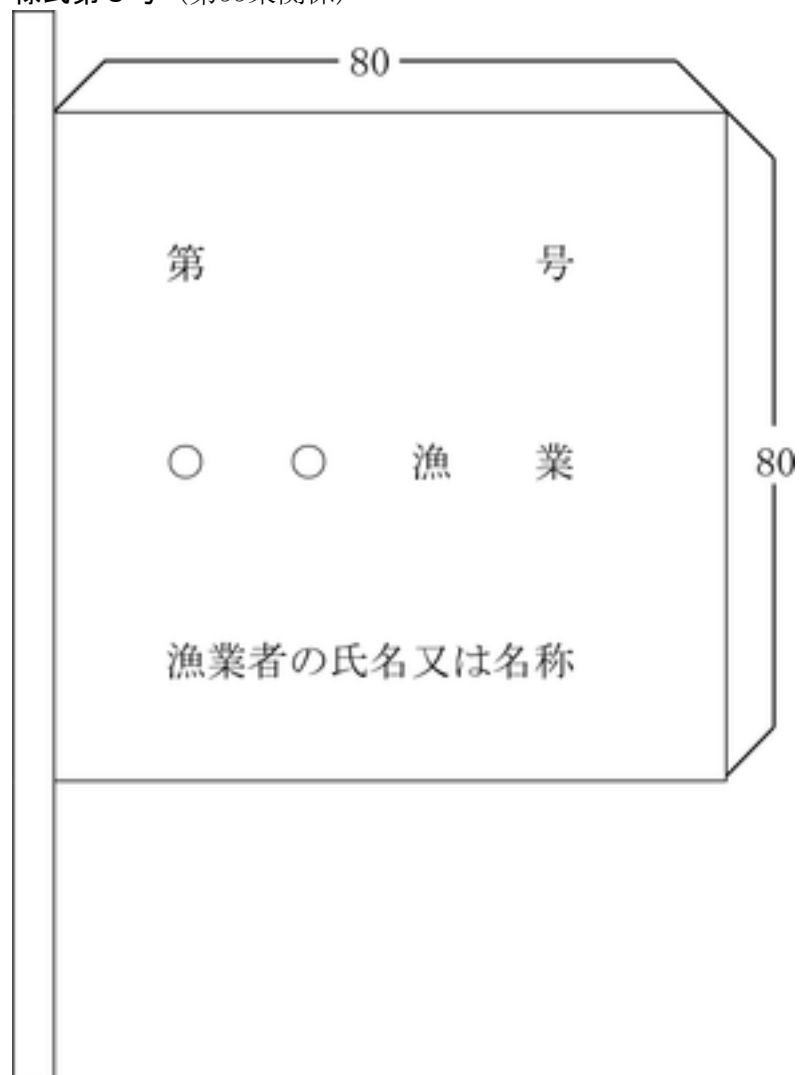
様式第2号（第52条関係）



備考

- 1 斜線の部分は、黒であり、その他の部分は、黄である。
- 2 この旗は、国際海事機関の 91.0 た国際信号書に掲載の「L」旗（あなたは、すぐ停船されたい。）である。
- 3 数字は、センチメートルを示す。

様式第3号（第55条関係）



備考

- 1 標識は、赤色の布地である。
- 2 数字は、センチメートルを示す。